

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現行
<p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－５ 貯金・リスク商品等の販売・説明態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－５－１ 意義</p> <p>組合は、貯金等の受入れに際し貯金等に関する情報提供を行わなければならないとされており（水協法第 11 条の 12 第 1 項、信用事業命令第 8 条）、特に信用事業命令第 9 条第 1 項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、貯金等との誤認を防止するために適切な説明を行うこととされている。また、組合は、その行う事業の内容及び方法に応じ投資信託等のリスク商品を取り扱っていることから、貯金等との誤認を防止するために適切な説明を行うとともに、リスク商品の取扱いも含めた業務全般について、適切な業務運営を確保するための措置に関する内部規則等を整備し、当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている（水協法第 11 条の 10、第 11 条の 12 第 2 項、信用事業命令第 7 条の 4、第 9 条及び第 13 条）。</p> <p>リスク商品の販売に当たっては、水協法のみならず金商法などの関係法令の規定も踏まえたうえで、上記の体制整備を行う必要がある。</p>	<p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－５ 貯金・リスク商品等の販売・説明態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－５－１ 意義</p> <p>組合は、貯金等の受入れに際し貯金等に関する情報提供を行わなければならないとされており（水協法第 11 条の 12 第 1 項、信用事業命令第 8 条）、特に信用事業命令第 9 条第 1 項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、貯金等との誤認を防止するために適切な説明を行うこととされている。また、組合は、その行う事業の内容及び方法に応じ投資信託等のリスク商品を取り扱っていることから、貯金等との誤認を防止するために適切な説明を行うとともに、リスク商品の取扱いも含めた業務全般について、適切な業務運営を確保するための措置に関する内部規則等を整備し、当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている（水協法第 11 条の 10、第 11 条の 12 第 2 項、信用事業命令第 7 条の 4、第 9 条及び第 13 条）。</p> <p>リスク商品の販売に当たっては、水協法のみならず金商法などの関係法令の規定も踏まえたうえで、上記の体制整備を行う必要がある。</p>

改正後	現行
<p>特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本に損失が生ずるおそれがある貯金又は定期積金等（以下「特定貯金等」という。）については、金商法の行為規制が準用され、契約締結前の<u>情報提供義務</u>、広告等の規制等の対象とされていることにも留意する必要がある。（水協法第 11 条の 11、信用事業命令第 7 条の 5 から <u>第 7 条の 34</u>）</p> <p>Ⅱ－3－2－5－2 主な着眼点</p> <p>こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) リスク商品に係る業務</p> <p>① (略)</p> <p>② 特定貯金等の受入れ</p> <p>特定貯金等については、金商法の行為規制が準用されていることに鑑み、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－2－3－2－1 適合性原則」、「Ⅲ－2－3－2－3 広告等の規制」、「Ⅲ－2－3－2－4 顧客に対する説明態勢」、「Ⅳ－3－1－2 (3) 高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。</p> <p>特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標</p>	<p>特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本に損失が生ずるおそれがある貯金又は定期積金等（以下「特定貯金等」という。）については、金商法の行為規制が準用され、契約締結前の<u>書面交付義務</u>、広告等の規制等の対象とされていることにも留意する必要がある。（水協法第 11 条の 11、信用事業命令第 7 条の 5 から <u>第 7 条の 31</u>）</p> <p>Ⅱ－3－2－5－2 主な着眼点</p> <p>こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) リスク商品に係る業務</p> <p>① (略)</p> <p>② 特定貯金等の受入れ</p> <p>特定貯金等については、金商法の行為規制が準用されていることに鑑み、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－2－3－2－1 適合性原則」、「Ⅲ－2－3－2－3 広告等の規制」、「Ⅲ－2－3－2－4 顧客に対する説明態勢」、「Ⅳ－3－1－2 (3) 高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。</p> <p>特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標</p>

改正後	現行
<p>に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。</p> <p>例えば、以下の事項について、<u>契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をして説明すること</u>としているか。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>Ⅱ-3-2-6 苦情等への対処 (金融ADR制度への対応も含む)</p> <p>Ⅱ-3-2-6-4 <u>各種書面に記載すべき事項に係る情報提供</u></p> <p>組合は、各種書面 (貯金者等に対する情報の提供、特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面等) <u>等において金融ADR制度への対応内容を提供することが、法令上、義務付けられている。それら書面等においては、指定ADR機関が存在しない場合は苦情処理措置・紛争解決措置の内容を提供する必要があるが、例えば、組合が外部機関を利用している場合、当該外部機関 (苦情処理・紛争解決にかかると業務の一部を他の機関に委託等している場合、当該他の機関も含む。) の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を提供すべきことに留意する。</u></p> <p>Ⅳ 特定信用事業代理業</p>	<p>に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。</p> <p>例えば、以下の事項について、<u>契約締結前交付書面を交付して説明すること</u>としているか。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>Ⅱ-3-2-6 苦情等への対処 (金融ADR制度への対応も含む)</p> <p>Ⅱ-3-2-6-4 <u>各種書面への記載</u></p> <p>組合は、各種書面 (貯金者等に対する情報の提供、特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面等) <u>において金融ADR制度への対応内容を記載することが、法令上、義務付けられている。それら書面には、指定ADR機関が存在しない場合は苦情処理措置・紛争解決措置の内容を記載する必要があるが、例えば、組合が外部機関を利用している場合、当該外部機関 (苦情処理・紛争解決に係る業務の一部を他の機関に委託等している場合、当該他の機関も含む。) の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を記載すべきことに留意する。</u></p> <p>Ⅳ 特定信用事業代理業</p>

改正後	現行
<p>IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>IV-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>IV-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点</p> <p>IV-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査</p> <p>準用銀行法第52条の38第1項第2号の「特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、信用事業命令第50条の7第3号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第52条の37第2項、信用事業命令第50条の4第1項第1号から第5号まで、第9号、第12号から第14号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 内部規則に係る主な留意点（信用事業命令第50条の7第3号ニ）</p> <p>特定信用事業代理業者は、特定信用事業代理業に関する内部規則を定める必要があるが、許可の審査において内部規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑧につき留意することとする。</p>	<p>IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>IV-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>IV-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点</p> <p>IV-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査</p> <p>準用銀行法第52条の38第1項第2号の「特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、信用事業命令第50条の7第3号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第52条の37第2項、信用事業命令第50条の4第1項第1号から第5号まで、第9号、第12号から第14号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 内部規則に係る主な留意点（信用事業命令第50条の7第3号ニ）</p> <p>特定信用事業代理業者は、特定信用事業代理業に関する内部規則を定める必要があるが、許可の審査において内部規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑧につき留意することとする。</p>

改正後	現行
<p>① (略)</p> <p>② 契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法 内部規則に、顧客への勧誘、契約の内容の明確化及び説明並びに契約締結時の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。また、それら法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具体的に定められているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 研修の実施方法 内部規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明及び書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を顧客に行えるよう事業の担当者等に適切に研修等を実施できる体制整備に関する規定が具体的に定められているか。</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② 契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法 内部規則に、顧客への勧誘、契約の内容の明確化及び説明並びに契約締結時の書面交付の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。また、それら法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具体的に定められているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 研修の実施方法 内部規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明及び書面交付を顧客に行えるよう事業の担当者等に適切に研修等を実施できる体制整備に関する規定が具体的に定められているか。</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>(7) (略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和7年4月1日から適用する。